

1. 令和5年第5回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和5年12月4日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第102号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第103号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第104号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第105号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第106号 郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程8 議案第107号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第108号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第109号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第110号 郡上市子育て活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程12 議案第111号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第113号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程15 議案第114号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第115号 令和5年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第116号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程18 議案第117号 令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程19 議案第118号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第119号 令和5年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について

- 日程21 議案第120号 令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程22 議案第121号 令和5年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程23 議案第122号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程24 議案第123号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程25 議案第124号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程26 議案第125号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程27 議案第126号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程28 議案第127号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程29 議案第128号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程30 議案第129号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程31 議案第130号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程32 議案第131号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程33 議案第132号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程34 議案第133号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程35 議案第134号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程36 議案第135号 工事請負変更契約の締結について（大和統合小普通教室棟増築（建築）工事）
- 日程37 議案第136号 工事請負変更契約の締結について（大和統合小管理・特別教室棟大規模改修（建築）工事）
- 日程38 議案第137号 市道路線の認定について
- 日程39 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程40 議報告第12号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

2番	長岡文男	3番	田代まさよ
4番	田中義久	5番	蓑島もとみ

6番	三島一貴	7番	森藤文男
8番	原喜与美	9番	野田勝彦
10番	山川直保	11番	田中やすひさ
12番	森喜人	13番	田代はつ江
14番	兼山悌孝	15番	尾村忠雄
16番	渡辺友三	17番	清水敏夫
18番	美谷添生		

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

1番 本田教治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	河合保隆
総務部長	加藤光俊	市長公室付部長	三輪幸司
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩巳	郡上偕楽園長	勝水崇博
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島康史	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	松山由佳
議会事務局 議会総務課 係長	三島栄志		

◎開会及び開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和5年第5回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。本日の欠席議員は、1番 本田教治議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、11番 田中やすひさ議員、12番 森喜人議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（田代はつ江） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る11月24日の議会運営委員会において御協議を頂いております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月4日から12月22日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月4日から12月22日までの19日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、日置市長から御挨拶を頂きます。市長、お願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。

令和5年第5回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、令和5年第5回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて参集いただき誠にありがとうございます。

概要説明に入ります前に、9月議会以降の市政の動き等につきまして、数点の報告をさせていただきます。

初めに、去る10月8日日曜日、市総合文化センターにおいて開催をされました、風流踊のつどい in 郡上についてであります。

郡上おどり、寒水の掛踊を含む全国41の国重要無形民俗文化財である伝統芸能が昨週11月30日に風流踊として、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを記念して催されたもので、ユネスコ登録の意義と保存・継承に係る基調講演のほか、踊りの実演披露が行われました。

中でも、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の会長職を務め、ユネスコ登録に中心的な役割を担われた香川県仲多度郡まんのう町の佐文綾子踊保存会による雨乞い踊り綾子踊が披露され、来場者を魅了いたしました。

歓喜に沸いた登録決定より1年がたちますが、この間、郡上踊り保存会、寒水の掛踊保存会並びに関係各位においては、伝統文化の保存・継承はもとより、登録を機とする地域振興等、幅広い取組に御尽力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

ユネスコ登録は、郡上市にとって大きな財産であると同時に、そのほかの地域文化を見直す機会にもなりました。歴史や風土に育まれた個性豊かな郡上の宝をしっかりと後世につなぎ、地域への愛着や活性化が促進されるよう市民の皆様とともに努めてまいりたいと存じます。

次に、去る11月5日日曜日に開催をされました、郡上八幡城再建90周年記念事業、歴史行列についてであります。

再建90周年の節目に合わせた記念事業のメインイベントとして催されたもので、郡上八幡城の歴代城主や凌霜隊士、さらには90年前に木造の模擬天守等の再建を英断された、当時の八幡町長仲上忠平氏等に扮した行列が、八幡の市街地を練り歩きました。一行は約50名に及び、八幡中学校、八幡西中学校の生徒をはじめ、郡上八幡城主隊や劇団ともしび等の皆様にも参加協力いただきました。

私も、井上家二代目城主の井上正岑公の役で参加をさせていただきましたが、再建当時の仲上町長さんや町民の皆様の町の発展と活性化に向けた取組に、改めて深い敬意と感謝の念を抱いた次第であります。

耐震化と展示改修工事を終えた郡上八幡城に、多くの皆様に来場いただけるよう、市内外に積極的にPRするとともに、郡上の歴史を語る貴重な文化財として、さきに申し上げたユネスコ登録文化財と同様、保存・継承と活用に努めてまいります。

3点目ですが、去る11月10日金曜日、林道、白尾・鷲見線の完成式を執り行いました。本林道は白鳥町六ノ里から高鷲町鷲見までの約17.7キロメートルを、旧白鳥町、旧高鷲村による事業着手を

経て、岐阜県の代行事業として整備を進めていただきました。工事の完成には33年もの歳月を要しましたが、林業従事者はもとより地元の皆様にとって、まさに待望の林道であります。

当日は、藤下郡上農林事務所長、野島県議会議長、田代市議会議長をはじめとする関係各位に御臨席を賜りましたが、市産材の活用促進、間伐の推進等に向け、本林道は重要な役割を果たすものであり、事業の完成に改めて感謝申し上げたところであります。

今後は、林業施業の活性化や地域の皆様の交流促進等に活用いただきますよう、心から願っております。

4点目、続いて、11月11日土曜日に開催されました、郡上東氏800年・古今伝授550年祭創作オペレッタ東氏ものがたりの公演についてであります。

令和3年から取り組んでまいりました、郡上東氏800年・古今伝授550年祭事業のフィナーレとしての創作オペレッタ東氏ものがたりの制作に当たっては、多くの皆様の熱意と御支援、そして地域を思うお心のおかげにより実現できたものと承知をいたしております。出演された児童の頑張りには申すに及ばず、深い御理解と御支援を頂いた保護者や教員の皆様、そして演出、脚本、衣装等、舞台制作に携わられた皆様には、それぞれお忙しいお仕事の傍ら、ボランティアとして参画いただき本当にありがとうございました。

初めは、大きな声を出す、その発声が難しかった子どもたちも、熱心な歌唱指導等により堂々とした演技ができるようになったと伺っております。また、コロナ禍で練習がままならない時期もあったかと思いますが、みんなで力を合わせた舞台づくりはかけがえのない経験であり、今後の人生の大きな糧になるものと考えます。

来春には、大和地域の4つの小学校が統合し、新たな小学校、大和小学校が開校いたします。現在の4つの小学校が長い歴史を閉じようとする節目と新たな未来への出発点に、創作オペレッタが上演されたことは大変意義深く、今後も大和小学校の伝統として上演され続けていくことで、地域発展の活力になることを期待いたしております。重ねて、児童の頑張りに敬意を表し、御支援・御協力を頂いた全ての皆様に心から感謝申し上げます。

最後、5点目ではありますが、去る11月18日土曜日、19日日曜日の両日に開催をされました、東海・北陸B-1 グランプリ in 四日市についてであります。

4年ぶりの開催となるご当地グルメの祭典が、三重県四日市市で開催され、再開を待ち望んだ20万人余の来場者でにぎわいました。岐阜県からは愛Bリーグに加盟する、めいほう鶏ちゃん研究会と、郡上奥美濃カレーファミリーの常連2団体が出場し、郡上の風土と歴史文化に育まれた自慢の食材で挑みました。私も応援に駆けつけましたが、両団体のテントの前には行列ができ、認知度の高まりを実感するものであります。

四日市市での開催は、コロナ禍で3年見送られましたが、食を通じての地域活性に向けた思いは

薄れることなく、参加自治体の市長や町長等によるB—1 首長サミット、首長サミットであります
が、B—1 首長サミットでは「地域資源を活かしたまちおこし共同宣言」を行い、連携・協力して
取り組むことを確認いたしました。

「地方を元気に、地方から日本を元気に」を掲げ、活動する愛Bリーグ加盟団体は、北海道から
九州に至るまで日本全国に55団体あります。それぞれ各地域の食文化を守り、地域の発展に向けた
熱い取組には頭の下がる思いであります。私たちが暮らすまちを元気に、子どもたちが自慢できる
まちづくりを等々の願いは、私たち行政が目指すところと同じであります。今後も、市民活動と連
携し、積極的な情報発信を行うなど、元気なまちの持続・発展に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会に審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

今回提出をいたしました議案は全部で36件で、条例の制定、改正に関するものが11件、令和5年
度補正予算関係が10件、指定管理者の指定に関するものが12件、その他3件であります。

まず、議案第102号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部の改正につ
いてであります。令和5年、人事院の給与勧告に鑑み、市議会議員の期末手当の年間支給月数を
0.1月分引き上げ、現行の4.3月分から4.4月にしようとするものであります。

議案第103号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。
前議案と同じく、人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の年間支給月数を0.1月
分引き上げ、現行の4.3月から4.4月にしようとするものであります。

議案104号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。前議案と同じく、
人事院の給与勧告に鑑み、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げ、現行
の4.4月から4.5月にしようとするほか、給料表の改正等について所要の規定を整備しようとするも
のであります。

議案第105号は、郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部改正についてであります。同じく、人事院の給与勧告に鑑み、第1号会計年度任用職員の期末
手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、現行の2.4月から2.45月にしようとするものであります。

議案第106号は、郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例につい
てであります。美並振興事務所の移転に伴い、郡上市支所及び出張所設置条例のほか2条例に関し、
住所または名称に係る規定を整理しようとするものであります。

議案第107号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい
てであります。農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、これまでの人・農地プランをより具体
化させた地域計画の作成が法定化され、活動の負担が大きくなることによる農業委員会会長、同委
員及び農地利用最適化推進委員の報酬を改めようとするものであります。

議案第108号は、郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部改正についてであります。住宅に困窮する低額所得者に対する的確な市営住宅等の供給のため、入居に関する手続について連帯保証人を立てることを求めないこととするなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第109号は、郡上市水道事業給水条例の一部改正についてであります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、給水装置工事に係る権限が、厚生労働省から国土交通省に移管されることに関し、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第110号は、郡上市子育て活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。郡上市子育て活動拠点施設の設置に伴い、施設の名称、位置、運営及び指定管理に係る所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第111号は、郡上市美並健康福祉センターさつき苑の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。郡上市美並健康福祉センターさつき苑の開館時間の見直しに伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第112号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置規定について、所要の規定を整備しようとするものであります。

以上が、条例関係であります。

続きまして、議案第113号から議案第122号までは、令和5年度郡上市一般会計をはじめ、全部で10会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず、歳出であります。脱炭素社会の構築を目指して設立される地域新電力会社のスタートアップのための出資金255万円など、環境保全推進事業に273万2,000円、先ほど申しあげました議案第107号に関連して、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額の増に伴い、農業委員会事務経費に144万9,000円、水道事業における令和6年度事業の前倒し実施に伴う八幡及び大和地内の消火栓工事負担金として、消防施設整備事業に935万円、2024全日本ジュニアスキー選手権大会スノーボード競技及び第30回全日本スキー選手権大会スノーボード競技の、郡上市開催に伴う大会負担金として、スポーツ大会開催事業に100万円、今年度の給与改定分を加味した上で、職員の人事異動等に伴う給与費等の所要額の調整を行った結果により、給与費等には277万1,000円などを増額し、大和地内の市道大間見線改良工事に係る経費の債務負担行為への変更等に伴う現年補助災害復旧事業、公共土木施設について1,600万円の減額などについて、それぞれ補正をしようとするものであります。

一方、その財源となります歳入では、これらの歳出に対する財源といたしまして、農地利用最適化交付金144万9,000円のほか、令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合への負担金の確定に伴い、過年度収入7,954万9,000円などを増額し、財源振替等に伴う財政調整基金繰入金4,367万円、公共土木施設災害復旧債530万円の減額などについて、それぞれ補正しようとするものであります。

以上、増加、減少要因等を総合いたしまして、一般会計につきましては2,195万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめとする6つの特別会計、水道事業会計をはじめとする3つの企業会計では、給与改定及び人事異動等に伴う人件費所要額の調整や、事業内容の確定による負担金などの増減等を主な要因とする補正を、それぞれお願いするものであります。

以上が、予算補正の関係であります。

続きまして、議案第123号から議案第134号までは、市が設置をする公の施設のうち、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理等の指定管理者を新たに指定するほか、11施設の現指定管理者を引き続き指定しようとする事について、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、いずれも令和6年4月1日から3年間とするものであります。

議案第135号から議案第137号までは、大和統合小学校の普通教室棟増築工事及び管理・特別教室棟大規模改修工事に係る工事請負変更契約の締結について、並びに美並地内の市道路線の認定について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分が1件あります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和5年12月4日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

◎議案第102号から議案第112号までについて（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第102号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程13、議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの11議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） おはようございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

初めに、議案第102号をお願いいたします。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、令和5年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

添付しております資料を御覧いただきたいと思います。2の改正内容というところを御覧いただきたいと思います。

第5条第2項の規定を改めまして、議会議員の皆様には支給します期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げ4.4月とするもので、6月期12月期とも2.2月といたします。ただし、令和5年度においては6月期が支給済みであることから、引上げ分を12月期に反映することとして、6月期を2.15月、12月期を2.25月と読み替える旨の特例を附則に設け、年間支給月数の調整を行います。

この条例の施行日は公布の日からとし、令和5年4月1日に遡って適用をいたします。

なお、議会議員の報酬の額や、市長と常勤の特別職職員の給料の額等に関する条例を議会に提出しようとするときには、あらかじめ、特別職報酬等審議会の意見を聞くこととされています。過日、同審議会を開催し御審議を頂いたところ、期末手当の月数を0.1月分引き上げることについて、妥当とする答申を頂いておりますことを申し添えます。

続きまして、議案第103号をお願いいたします。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、令和5年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

添付しております資料を御覧ください。

2の改正内容をお願いいたします。第5条第2項の規定を改めまして、市長、副市長には支給いたします期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げ、4.4月とするもので、6月期、12月期とも2.2月といたします。ただし、令和5年度におきましては、6月期は支給済みであることから、引上げ分を12月期に反映することとして、6月期を2.15月、12月期を2.25月と読み替える特例を附則

に設け、年間支給月数の調整を行います。

なお、教育長の期末手当については、その他のところに記載をしておりますが、郡上市教育長の給与に関する条例において、郡上市常勤の特別職の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により期末手当等を支給するとされておりますので、本条例の改正に連動した取扱いとなります。

この条例の施行日は公布の日からとし、令和5年4月1日に遡って適用をいたします。

また、前議案同様に、特別職報酬等審議会から期末手当を0.1月分引き上げることについて、妥当とする答申を頂いておりますことを申し添えます。

続きまして、議案第104号をお願いいたします。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、令和5年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料をお願いいたします。

2の改正内容を御覧ください。初めに、第1条関係からでございます。第1条関係、1点目でございますが、初任給調整手当の改定でございます。表の上段を御覧いただきたいと思います。病院、診療所等に勤務する医師、歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表1の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、支給月額の上限を800円引き上げ41万5,600円といたします。下段については、医療及び歯学に対する専門知識を有し、行政職等として勤務する職員に適用するもので、こちらも記載のとおり引上げの改正を行います。

2点目は、期末・勤勉手当の改定でございます。期末・勤勉手当につきましては、民間の支給状況に見合うよう支給月数を0.1月引き上げ4.5月に、再任用職員にあつては0.05月引き上げ2.35月に改定をいたします。そして、その引上げ分につきましては、期末手当、勤勉手当に0.05月、再任用職員にあつては0.025月ずつ均等に配分をいたします。

支給月数の振り分けについては、下の表にございます令和6年度以降と記した行を御覧いただきたいと思います。期末手当は6月期、12月期ともに1.225月、勤勉手当は同じく1.025月といたします。

ただし、上の行、令和5年度に限りましては、6月期が支給済みであることから、引上げ分を12月期に反映することといたしまして、期末手当にあつては、6月期1.2月、12月期1.25月と、勤勉手当は6月期1.0月、12月期1.05月と読み替える特例を附則に設け、年間の支給月数の調整を行います。

次の2ページでございますが、こちらでは、上から主幹以上の管理職員である特定管理職員、そして中段が定年前再任用短時間勤務職員、さらに、その下は特定管理職員である定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を記載しております。

いずれも、一般の職員と同様の方法をもって支給月数の振り分けを行っておりますので、お見通しを頂けたらと思います。

次に、3の給料表の改定でございます。まず、行政職給料表につきましては、民間企業における初任給の動向等を踏まえて、大卒程度の初任給を1万1,000円、高卒程度は1万2,000円引き上げます。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で全ての号給について引上げ改定を行います。平均の改定率は1.1%となります。

また、その他の給料表につきましても、この行政職給料表との均衡を基本に、引上げの改定を行うものでございます。

第1条の施行日については公布の日からとし、令和5年4月1日に遡って適用をいたします。

続いて、第2条関係でございます。3ページを御覧いただきたいと思っております。

在宅勤務を中心とした働き方をする職員の水道、光熱費等の負担を軽減するための新たな手当、在宅勤務等手当でございますが、月額3,000円を設けまして、併せて当該手当を支給する職員に対する通勤手当について調整を行うよう、所要の規定の改定を行うものでございます。

第2条の施行日については令和6年4月1日からとなります。

続きまして、議案第105号をお願いいたします。

郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。令和5年12月の人事院勧告に鑑み、第1号会計年度任用職員——パートタイムでございます——の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

添付の資料のほうをお願いいたします。こちらも、2の改正内容を御覧いただきたいと思っております。

第9条の規定を改めまして、第1号会計年度任用職員（パートタイム）に支給する期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、2.45月とするものでございます。6月期、12月期とも1.225月といたします。ただし、令和5年度においては、6月期が支給済みであることから引上げ分を12月に反映することとして、6月期を1.2月、12月期を1.25月と読み替える特例を附則に設け、年間支給月数の調整を行います。

この条例の施行日は、公布の日からとして令和5年4月1日に遡って適用をいたします。

なお、参考ではございますが、第2号会計年度任用職員（フルタイム）に支給する給料や期末手当についてでございますが、郡上市職員の給与に関する条例の関係規定を引用をしておりますので、議案第104号による条例改正に連動した取扱いとなりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第106号 郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について。

郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、美並振興事務所の移転に伴い、郡上市支所及び出張所設置条例のほか2条例に関し、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

本議案は、美並振興事務所のさつき苑への移転に伴い、事務所の位置等を定めた3つの関係条例をまとめて改正する条例です。

新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条でございます。郡上市支所及び出張所設置条例で、第2条の表に規定する美並振興事務所の位置を、現在の美並町白山725番地3から左側の改正後の表におきまして、美並町白山430番地3に改めます。資料中段の第2条 自主運行バス設置条例の一部改正では、バス停の名称を現在の美並庁舎を旧庁舎前、また、現さつき苑を美並庁舎に改めます。

ページを改めまして、次は3ページを御覧ください。

3ページ目の防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例では、振興事務所の位置と同様に、上段の1の表、同報系とございますが、下段の2の表の移動系とともに、設置場所を新しい庁舎の位置でございます美並町白山430番地3に改めます。

振興事務所の開所予定日は、令和6年2月13日からとしておりますので、同日を条例の施行日としてございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第107号について御説明をいたします。

議案第107号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり

定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、地域計画の作成が法定化され、活動の負担が大きくなることによる農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

次に、新旧対照表を御覧いただきたいと思ひます。

右側は改正前になっておりますが、それぞれ農業委員会会長以下、金額が示してございます。こちらが、今度改正後、左になりますけれども、この金額の後に文言がつくということで、農業委員会会長で御説明を申し上げますと、年額21万6,000円に、予算の範囲内で規則で定める額を加算した額ということで、この文言がそれぞれに加わるというものでございます。

この条例につきましては、この附則のところですが、令和5年4月1日から適用するというので、遡って適用をお願いしたいというものでございます。

それと、資料のほうを添付してございますので、こちらのほうを御覧いただきたいと思ひます。

(1)番でございますけれども、この条例及びこれに関連します補正予算を今議会に提出をしておりますけれども、お認めを頂けた場合の財源ということで、(1)のほうにはお示しをしております。平成28年4月1日に、国のほうで、農地利用最適化交付金というものがつくられておまして、こちらのほうの交付金を活用したいというもので、(1)番のほうで説明がしてございます。

それと、この改正の理由でございますが、(2)番のほうに書いてございます。一部ダブるところもございまして、説明させていただきますと、農業経営基盤強化促進法、これは令和5年の4月1日に改正されておりますけれども、これまでの人・農地プランよりも具体的なものとします地域計画が法定化されたということで、この地域計画を、令和6年度末までに市全域において作成をするということになったということでございまして、この地域計画において目標地図というものを作成するということになりまして、この目標地図の素案は、農業委員さんが作成するというのでございます。そうしたことから、農業委員さんの負担が増大するということの中で、今回、この報酬の改定についてお願いをするというものでございます。

その次のページにつきましては、農地利用最適化交付金の説明、また上乗せ報酬等について記載がしてございますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第108号をお願いします。

郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める

ものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、住宅に困窮する低額所得者に対して、的確に市営住宅等が供給されるよう、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

次のページには、新旧対照表をつけてございますが、1ページ、2ページの次に参考資料をつけてございますので、こちらによりまして御説明をさせていただきたいと思っております。

郡上市が管理します市営住宅及び市有住宅の条例の一部を改正するという事で、資料の上段におきましては、公営住宅、市が管理します住宅の入居に関する流れの一例を表示をさせていただいております。募集、入居の申込み等から、入居に係る資格の審査までという流れを経まして、必要書類の提出を頂いて、入居を頂くということになっております。この書類の中には、請書という形で、保証人あるいは緊急連絡先を誓約書に関する書類の提出を頂くということになって、入居を決定するという流れになっております。この中で、いわゆる保証人に関する項目についてを、今回削除するというのが主な理由となっております。

中段には、国の法等の状況について御説明をさせていただいておりますが、まず国交省の通達ですが、平成30年の3月30日付におきまして、公営住宅への入居に際しての取扱いについてということで、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加しているなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されます。地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応をお願いしますという通達が出ております。

加えまして、令和5年の3月29日付で、中部管区行政評価局の所見通知が出ております。こちらにおきましては、特に保証人規定を残している事業主体に対して、規定を削除した事業主体の情報を提供するとともに、規定の削除を促すことということになっております。

これらに対応するという事で、今回、条例の改正を行うわけでございますが、郡上市の市営住宅及び市有住宅の管理条例の改正の概要としまして、1点目としましては、入居手続における保証人の連署する請書・契約書の提出の義務付けを削除すると。これに伴いまして、入居者に万が一のことがあったことを踏まえまして、2としまして、入居手続における緊急連絡先となる者、身元引受人の連署する請書・契約書の提出を義務づけるという内容になっております。

この場合ですけど、緊急連絡先・身元引受人は兼ねることができるとし、特別な理由により上記を確保できない場合は、確保に向けての誓書をもって入居を許可するという形を取らせていただきたいと思います。

参考までに、県下の保証人要件の廃止の状況でございます。こちらは令和5年の4月現在でございますが、県内に公営住宅の運営を行うのが34市町、そのうち保証人要件の廃止を行っている市町が6市町、保証人要件の廃止を検討している市町が11市町ということで、動向を見て、検討してい

るところを合わせまして17市町あります。

令和5年の10月11日におきましては、岐阜県の広報において、県営住宅の条例の改正についての掲載がございますが、こちらによって保証人を県が廃止をしてみえる状況でございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございます。施行の期日でございますが、この条例は公布の日から施行する。経過措置としまして、この条例の施行の前に入居者として決定を受けた者に係る連帯保証人については、なお従前の例によるものということでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 議案第109号をお願いいたします。

郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

今回の水道法の一部改正で、これまで厚生労働省が所管しておりました水道整備及び水道管理行政が、国土交通省へ移管されることに伴い、郡上市水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。条例第5条、第42条第2項、第46条第1号の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

施行日は令和6年4月1日からとなりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 議案第110号をお願いいたします。

議案第110号 郡上市子育て活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

郡上市子育て活動拠点施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市子育て活動拠点施設の設置に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

大和統合小敷地内に整備を進めております大和放課後児童クラブ棟につきましては、2月末日の完成を見込んでおります。大和放課後児童クラブ棟については、放課後児童健全育成事業のほかにも、子育て支援活動の拠点施設としても活用するため、郡上市子育て活動拠点施設として条例を制

定いたします。

1枚おめくりいただきますと、条例制定文が2枚4ページまであり、その次に資料を添付しております。資料は、条文解説を3枚6ページ、その次に平面図を添付しております。主に、この資料にて説明をさせていただきます。

第1条は、設置目的です。児童福祉法第6条の3第2項による放課後児童健全育成事業及び第6項による地域子育て支援拠点事業を実施し、小学校就学児童の健全な育成を図るとともに、乳幼児または幼児の保護者に対し、子育てについての相談や情報共有等の支援を行うことを目的としています。

第2条は、名称及び位置を規定しています。名称については、幼児から小学生までの児童及び保護者の子育て交流や活動に関する拠点となることから、郡上市子育て活動拠点施設としています。

第3条は、施設の内容です。資料の一番最後の平面図を御覧ください。横に見ていただき、図面の右側部分が多目的室1、多目的室2です。放課後児童クラブの活動のほか、子育て親子の交流活動などに使用いたします。その左側上部分が静養室、図面下部分が事務室となります。その他、市長が必要と認める施設は、トイレ、倉庫などとなります。

1ページにお戻りください。一番下、第4条は事業の内容です。

第1号、放課後児童健全育成事業に関すること。保護者が、就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るものです。

第2号、地域子育て支援拠点事業に関すること。乳幼児親子の交流の場として、イベント等を開催するものです。

第3号、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業です。

次のページをお願いします。1つ目の四角囲み、第5条は職員についてです。円滑な施設管理のため、館長のほか必要な職員を配置します。現在のところ、館長は児童家庭課職員の兼務を予定しており、その他職員は業務委託したいと考えております。

第6条、施設の開館時間については、放課後児童健全育成事業の利用を考慮するとともに、他の公の施設を参考として、第1号、平日は午前10時から午後6時まで、第2号、土曜日は午前9時から午後5時まで、第3号、学校の休業日の期間は午前8時から午後6時までとしています。

第7条は、休館日です。休館日は、第1号は、年末年始である12月29日から翌年1月3日まで、第2号、日曜日、第3号、祝日としています。

第8条、使用の許可です。本施設は条例に定める公の施設であるため、使用に当たっては、市長の許可を要するものとし、必要に応じて、条件を付すことが可能としています。

次のページ、3ページの第9条から第11条は、使用制限や許可の取消し、目的外使用の禁止など、一般的事項を定めたものです。

第12条は、使用料に関する規定です。条例制定文の最終ページを御覧いただきたいと思います。貸出可能な多目的室について、1時間200円、冷暖房使用料は1時間300円としています。額の設定に当たっては、郡上市総合文化センター大会議室及び郡上市産業プラザ交流ホールの使用料を参考にしています。営利目的として使用する場合は、使用料に2を乗じた額としました。

条文解説資料にお戻りいただきまして、次のページ、4ページの第13条、第14条は、使用料の減免、不還付に関する規定です。他の施設と同様の一般的事項を定めています。減免の基準につきましては、別途、施行規則により定めます。

第15条から次のページの第18条までは、指定管理制度を導入ができることや、指定管理者が行う業務や権限、利用料金の收受権限など、指定管理に関する一般的な事項を定めたものです。当面の間は、直営施設として管理することを予定しておりますが、将来的には、新たな企画運営による施設利用の活性化を目的に、他団体に委ねることも想定されるため、指定管理に関する条項を設けています。

次ページ、6ページをお願いします。第19条、第20条は、損害賠償及び委任に関する一般的な事項を定めたものです。

条例制定文2をお願いします。制定文の3ページ、附則において、この条例の施行日は、令和6年3月2日からとしております。大和放課後児童クラブの活動は、現在、仮設校舎を利用しておりますが、新校舎完成後に仮設校舎の解体が予定されており、仮設校舎の解体開始後から、施設の利用開始を可能とするためとなっております。

続きまして、議案第111号を御説明いたします。

議案第111号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市美並健康福祉センターさつき苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市美並健康福祉センターさつき苑の開館時間の見直しに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

次のページが、新旧対照表です。条例記載の開館時間等につきまして、午後10時までを、午後5時15分までに改正いたします。保健センターについても同じ時刻となりますので、保健センターに関する下線部分を削除いたします。

別表第1について、保健センターと地域福祉センターの休館日を同一とします。

次のページをお願いします。

別表第2について、改修に伴い、会議室を大会議室とし、夜間の金額を削除。会議相談室につい

ては、現在の利用実態から貸出しを行わないため、削除をいたします。また、備考の夜間の説明を削除します。

附則、この条例は令和6年2月13日から施行する。美並振興事務所庁舎機能の利用開始に合わせて、2月13日から施行としています。

次のページに資料を添付しておりますので、御覧を頂きたいと思います。

美並健康福祉センターさつき苑の開館時間等管理方法の見直しにより、条例の一部を改正する必要が生じたため改正するものです。

改正内容としては、1点目、開館時間、会議室名の変更。2点目、地域福祉センター部分の休日の設定及び夜間利用の変更です。

開館時間、会議室名の変更について、現行午後10時までとしている開館時間を午後5時15分までに変更します。会議室名についても、施設を改修したことから実態に即して名称を変更します。

理由としましては、平成20年4月に、さつき苑の事務所を職員が退去してから、夜間の常駐職員はおりません。条例上は、夜間の貸出しが可能となっていました。利用希望がある場合は、隣接する日本まん真ん中センターを紹介し、さつき苑の貸出しは実施していない状況です。日本まん真ん中センターは、終日午後10時まで利用可能であり、施設の稼働率を上げていく必要もあることから、今後もこのような対応を取りたいと考えています。

保健センターが閉館する17時15分以降は、宿直はなく常駐する職員がいないため、個人情報の保護や施設管理、セキュリティーの面からも夜間の利用は廃止しますが、日中の時間については、部屋が空いていれば利用可能な状況です。夜間の利用が必要となる場合、ふれあい懇談会、交通安全法令講習会、社会福祉協議会主催の福祉研修会については、市の職員がその時間帯は参加、常駐対応をしており、条例第4条の、市長が特に必要と認めたときは利用可能としていることから、今後も貸出し対応可能です。

2点目、地域福祉センターの休日の設定及び夜間利用の変更。これまで年末年始の12月29日から1月3日を休館日としていましたが、実際は常駐する職員がいないため、土曜日、日曜日及び祝日は休館としてきました。現行の利用に合わせるため、土曜日、日曜日及び祝日を休館日として改正するものです。

議案第111号の説明は以上となります。

続きまして、議案第112号をお願いします。

議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めよう

とするものです。

次のページが、新旧対照表となります。1 ページ、2 ページの第23条第3 項、3 ページの第24条第4 項を追加します。新旧対照表の次に資料を添付しておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

改正の経緯ですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について、被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を免除する制度が創設されたことに伴う条例の一部改正となります。

改正内容です。免除措置の創設により、条例第23条第3 項及び条例第24条の4 を追加します。第3 項は国民健康保険税の減額について、第4 項は出産被保険者に係る届出です。

1 点目、免除の対象者は、出産する予定の被保険者または出産した被保険者です。

2 点目、免除月数は、単胎妊娠の場合、出産予定月の1 か月前から出産予定月の翌々月までの4 か月、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3 か月前から出産予定月の翌々月までの6 か月となります。

3 点目、免除額は、所得割額が、出産被保険者の基礎控除後の総所得金額等に所得割保険税率を乗じて得た額の12分の1 の額掛ける出産予定月が属する年度の免除月数。均等割額が、被保険者均等割額（低所得者軽減の適用を受けている場合は、軽減後の額）の12分の1 の額掛ける出産予定月が属する年度の免除月数となります。

産前産後の保険税減免における出産とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産及び早産の場合も対象となります。

施行日は、令和6年1月1日となります。

説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時55分を予定いたします。

(午前10時43分)

○議長（田代はつ江） それでは、少し早いですけれども皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

(午前10時54分)

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） ここで、田口部長より発言を求められておりますので、お願いいたします。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 先ほど、議案第112号で御説明させていただきました資料の中で字の間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

添付資料の中段のところになります。

②の「免除月数は」、この後の単体妊娠のこの「たい」の字ですけども、下の多胎妊娠の「胎」の字、実際は今、単体の「たい」は「からだ」と表記しておりますが、実際は下の多胎の字、月へんに台の字を書く字となります。

訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

◎議案第113号から議案第122号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程14、議案第113号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてから、日程23、議案第122号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの10議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、補正予算10件を一括で説明申し上げます。

議案第113号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について、議案第114号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第115号 令和5年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第116号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第117号 令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について、議案第118号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第119号 令和5年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第120号 令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第121号 令和5年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第122号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、一般会計補正予算書から説明しますので、1ページを御覧ください。

令和5年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,195万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296億6,028万4,000円とする。

第2条、飛びます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越し使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表 地方債補正による。

7ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費です。下から4行目にございます消防施設整備事業以外は全て建設案件で、災害復旧費の約1億8,000万円を含む8億1,700万円の繰越しです。

理由としまして、災害復旧関係につきましては、災害査定後の工事発注となるため、また、その他の事業については、施工に関する諸協議及び材料調達等に日数を要することにより、繰越しをお願いしたいとするものでございます。

また、消防施設整備事業は、環境水道部で進めております水道管の耐震化工事を今回の補正で予算計上してございますけれども、今後工事を進めるに際して年度内完了が困難と見込まれますので、消火栓分の水道事業会計への負担金を繰り越したいとするものでございます。

それでは、事業名、金額について読み上げをいたします。

事業名なんですが、県単独林道整備事業が8,090万円、過疎対策林道整備事業3,000万円、道整備交付金事業4,700万円、農山漁村地域整備交付金事業2,795万円、道路新設改良事業300万円、過疎対策道路整備事業1,000万円、辺地対策道路整備事業6,200万円、社会資本整備総合交付金事業3,700万円、道整備交付金事業1億3,110万円、公共施設等適正管理推進事業4,300万円、道路メンテナンス事業2,000万円、急傾斜地崩壊対策事業4,100万円、河川自然災害防止事業1億500万円、消防施設整備事業935万円、現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）4,000万円、現年補助災害復旧事業（林業用施設）1億2,300万円、現年補助災害復旧事業（公共土木施設）1,600万円、合計で8億2,630万円でございます。

8ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正は追加です。現年補助災害復旧事業について、期間を令和5年度から6年度まで、800万円の限度額をお願いしたいとするものでございます。

内容としましては、大和地内大間見39号線の災害復旧工事について、9月議会での追加補正予算をお認めいただいた事業の年度内完了が見込まれないこと、また、国補助金の関係で、今議会で令和6年度に送る事業分を減額補正した上で、当該分を債務負担行為とさせていただくものでございます。

9ページをお願いします。

第4表の地方債補正は変更です。補助災害復旧事業は、今ほど説明した大和地内大間見39号線の減額に伴い、530万円を減じまして、限度額を1億3,780万円とします。

辺地対策事業と過疎対策事業は、社会資本整備総合交付金事業の補助金確定見込みや、県営事業の内容変更等による増減を相殺しまして、辺地債にあつては600万円を増額し4億8,220万円に、また、過疎対策事業は620万円を増額し、限度額を18億7,580万円とします。

合計で限度額を29億2,420万円に、690万円の増額の変更でございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,427万8,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,145万4,000円とする。

次に、介護保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

1ページです。

令和5年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,865万3,000円とする。

次に、介護サービス事業特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ917万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,131万8,000円とする。

続いて、鉄道経営対策事業基金の特別会計補正予算書1ページをお願いいたします。

令和5年度郡上市の鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88万2,000円とする。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,653万9,000円とする。

続きまして、明宝財産区特別会計補正予算書1ページをお願いいたします。

令和5年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ2,050万円とする。

以上ですが、水道事業会計の1ページをお願いします。補正予算書でございます。

第1条、令和5年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出です。令和5年度郡上市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第1款、水道事業収益を、補正予定額の欄でございますが、148万5,000円増額し、13億388万6,000円とする。

飛んでいただいて、支出の第1款水道事業費用を148万5,000円増額し、12億9,505万円とする。この内訳は収入支出ともに、記載のとおりでございます。

第3条、資本的収入及び支出予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億723万5,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億9,377万6,000円及び減債積立金1,345万9,000円で補填するものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,408万5,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金4億3,062万6,000円及び減債積立金1,345万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款の資本的収入を、補正予定額欄でございますが、3億875万円増額し、9億5,920万4,000円とする。

支出のほうに飛んでいただいて、支出第1款、資本的支出を3億4,560万円増額し、14億328万9,000円とします。この内訳は記載のとおりです。

2ページ目をお願いいたします。

企業債第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的は建設改良事業でございます。補正後の限度額は4億8,820万円、2億570万円の増額です。水道耐震化工事の増に伴う増額でございます。起債の方法等に変更はございません。

次に、下水道事業会計の予算書を御覧ください。1ページ目でございます。

第1条、令和5年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出、令和5年度郡上市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、下水道事業収益を補正予定額欄で435万円減額し、23億2,831万6,000円とする。

支出の第1款、下水道事業費用を435万円減額し、23億2,301万5,000円とします。

次に、最後でございますが、病院事業会計の予算書をお願いいたします。1ページ目でございます。

第1条、令和5年度郡上市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

飛んでいただきまして、2ページ目の第3条を御覧ください。

第3条の収益的収入及び支出、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款、郡上市民病院事業収益を、補正予定額欄でございますが、4,529万5,000円減額し、34億7万円とする。

飛んでいただいて、第2款でございます。国保白鳥病院事業収益を1,182万9,000円減額し、13億1,391万5,000円とする。

支出に飛んでいただきまして、支出第1款、郡上市民病院事業費を4,529万5,000円減額し、34億7万円とする。

第2款の国保白鳥病院事業費を1,182万9,000円減額し、13億1,391万5,000円といたします。

3ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出でございます。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入第2款、国保白鳥病院事業資本的収入を補正予定額欄61万円増額し、1億4,260万2,000円とする。

支出第2款、国保白鳥病院事業資本的支出を61万円増額し、1億9,119万1,000円とする。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第113号から議案第122号までの10議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第113号から議案第122号までの10議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第113号から議案第122号までの10議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月5日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第113号から議案第122号までの10議案につきましては、12月5日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第123号から議案第134号までについて（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程24、議案第123号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから、日程35、議案第134号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定についてまでの12議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、私のほうからは議案第123号から第128号の施設につきまして、御説明をさせていただきます。

議案第123号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟。
- 2、指定する団体、郡上市八幡町市島2426番地、猪鹿庁合同会社。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで3年間でございます。

次に、指定管理施設台帳をつけておりますので、そちらのほうで内容について御説明をさせていただきます。

施設名、所在地については、今、御説明をしたところでございますけれども、場所につきましては、市島のオートキャンプ場の中にある施設でございます。現指定管理者については、猪鹿庁合同会社ということで、引き続きこちらに指定管理をお願いしたいというものでございます。

建物の構造につきましては木造平屋造り。延べ床面積については165.50平米。施設と設備につきましては、多目的研修室、農産物の販売室、レクリエーション広場というような内容になっております。建設年度につきましては平成6年。耐用年数については24年。この敷地の所有者については、市有地ということになっております。

こちらについては以上となります。

続きまして、議案第124号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパーク。
- 2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良1253番地438、株式会社油坂。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

こちらにつきましても、指定管理施設台帳のほうを御覧いただきたいと思います。

施設名、所在地については、先ほど説明したとおりでございますが、こちらにつきましては、旧油坂スキー場の敷地内にある施設ということになります。現指定管理者については、株式会社油坂、こちらに引き続き指定管理をお願いしたいというものであります。

構造については木造。延べ床面積については750.27平米というものでございます。施設設備の内容でございますけども、体験棟、管理棟、コテージが9棟というものでございます。建設年度につきましては平成19年ということで、耐用年数につきましてはコテージが17年、体験棟、管理棟については24年となっております。敷地の所有については、借地というものでございます。

続きまして、議案第125号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設。
- 2、指定する団体、郡上市白鳥町石徹白第23号5番地2、石徹白農業用水農業協同組合。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

指定管理施設台帳でございます。

施設名、所在地については、今、説明のとおりでございますが、現指定管理者については、石徹白農業用水農業協同組合ということで、引き続きこちらをお願いをしたいということでございます。

構造につきましては、鉄骨の1階平屋建てというものでございます。延べ床面積については147平米、施設については、農産物の加工施設というものでございます。建設年度については平成6年。耐用年数は31年。敷地所有については、借地ということになっております。

続きまして、議案第126号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設。
- 2、指定する団体、郡上市高鷲町ひるがの4670番地233、株式会社たかすファーマーズ。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

指定管理台帳のほうを御覧いただきたいと思います。

施設名、所在地については同様でございます。現指定管理者については株式会社たかすファーマーズということで、こちらのほうに引き続きお願いをしたいというものでございます。

構造につきましては鉄骨平屋建てでございます。延べ床面積が633.24平米。施設、それから設備

内容でございますが、農産物の直売所、事務所、加工施設、冷蔵庫などとなっております。建設年度については平成13年、耐用年数については38年、敷地所有については、市有地ということになっております。

続きまして、議案第127号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市明宝農産物加工所。
- 2、指定する団体、郡上市明宝寒水268番地1、株式会社明宝レディース。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

指定管理台帳のほうを御覧いただきたいと思えます。

施設名、所在地については同様でございます。現指定管理者、株式会社明宝レディースでございますが、引き続きこちらをお願いをしたいというものでございます。

構造につきましては鉄骨平屋建て。延べ床面積が550.2平米。施設設備の内容であります。事務所、加工室、研修室、貯蔵室、冷蔵庫などとなっております。建築年度については平成9年、耐用年数については31年、敷地所有については借地ということになっております。

続きまして、議案第128号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市和良農林産物生産施設。
- 2、指定する団体、郡上市和良町横野919番地、株式会社ハルカインターナショナル。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

指定管理施設台帳のほうを御覧いただきたいと思えます。

施設名、所在地については同様でございます。現指定管理者については、株式会社ハルカインターナショナルということで、引き続き指定管理をお願いしたいというものでございます。

構造については鉄骨造りでありまして、延べ床面積が6,251.84平米。施設設備につきましては、管理棟ほか3棟、ハウス12棟となっております。建設年度については平成11年、耐用年数については38年、敷地所有については、市有地というものになっております。

よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、私からは一括議題とされました議案第129号から議案第134

号までの6議案について、順次御説明申し上げます。

議案第129号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設。
 - 2、指定する団体、郡上市高鷲町大鷲41番地5、有限会社阿弥陀ヶ滝観光。
 - 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。
- 1枚おめくりいただきまして、施設台帳を御覧いただきたいと思います。

上段から2段目のところの施設の所在地であります、郡上市白鳥町前谷1080番地1。指定管理者の名称及び代表者名は、有限会社阿弥陀ヶ滝観光代表取締役麦島洋介。指定管理料はゼロ円指定であります。構造は木造で、施設設備は保養所、宿泊所であります。建設年度は平成4年7月6日であります。

指定する団体につきましては、当該施設を管理するために設立されました第三セクターでありまして、平成28年より運営体制を一新され、以降、運営をお願いしております。引き続き、3年間の指定管理をお願いしたいものと考えているものであります。

続きまして、議案第130号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガロー。

指定する団体、郡上市美並町高砂1279番地1、粥川緑地等利用施設組合。

指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

1枚おめくりいただきまして、2段目の施設の所在地ですが、郡上市美並町高砂1279番地1。指定管理者の名称及び代表者名は、粥川緑地等利用施設組合組合長古川甲子夫。指定管理料はゼロ円指定であります。構造は木造で、施設設備は休憩所、ロッジであります。建設年度は昭和59年1月1日であります。

指定する団体につきましては、地元で構成された団体でありまして、指定管理者制度導入以来運営をお願いしているもので、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第131号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指

定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373。
- 2、指定する団体、郡上市美並町白山998番地2、美並フォレスト株式会社。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、施設の所在地は郡上市美並町白山998番地の2、指定管理者の名称及び代表者名は、美並フォレスト株式会社代表取締役水口晶。指定管理料はゼロ円指定であります。施設設備は、宿泊休養施設であり、平成8年11月1日に建設されたものであります。

この指定する団体につきましては、地元で構成された団体で、今年度運営体制を一新したところではございますが、指定管理者制度導入以来運営をお願いしているもので、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第132号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市美並総合案内所。
- 2、指定する団体、郡上市美並町白山332番地4、樹木の会。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、所在地ですが、郡上市美並町白山332番地の2、指定管理者の名称及び代表者名は、樹木の会組合長河合辰男。指定管理料はゼロ円指定であります。施設設備は、収益事業を兼ねた観光会館でありまして、建設年度は平成9年2月1日であります。

指定する団体は、こちらも地元で構成された団体で、指定管理者制度導入以来の指定管理者であり、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、議案第133号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市美並川の駅。
- 2、指定する団体、郡上市美並町大原2532番地、子宝温泉川の駅373組合。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、所在地ですが、郡上市美並町大原2716番地、指定管理者の名称及び代表者名は、子宝温泉川の駅373組合組合長杉原進。指定管理料はゼロ円指定であります。施設設備は休憩所でありまして、建設年度は平成16年2月1日であります。

こちらの団体も地元で構成された団体でありまして、施設建設以降、当該指定管理者に運営をお願いしております。引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第134号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設。
- 2、指定する団体、郡上市明宝小川346番地、小川ふるさと活性化組合。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、所在地でございますが、郡上市明宝小川346番地、指定管理者の名称及び代表者名は、小川ふるさと活性化組合組合長山口忠次。指定管理料はゼロ円指定であります。施設設備は、保養所、宿泊所としてのコテージであり、建設年度は平成15年3月18日であります。

こちらの指定団体についても地元で構成された団体でありまして、施設建設以降当該指定管理者が運営管理を行っているもので、引き続き3年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で、説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第135号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田代はつ江） 日程36、議案第135号 工事請負変更契約の締結について（大和統合小普通教室棟増築（建築）工事）を議題といたします。

説明を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第135号 工事請負変更契約の締結について（大和統合小普通教室棟増築（建築）工事）。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約金額変更前6億7,650万円、変更後7億3,908万1,200円。増額で6,258万1,200円。

2、契約の相手方、郡上市大和町剣1760番地、株式会社ヤマシタ工務店代表取締役、山下健一。

3、工事の場所、郡上市大和町剣1085番地1。

4、変更の理由、基礎掘削の結果、地盤が軟弱であったことに起因する基礎工事（ラップルコンクリート）の追加及び建築資材の価格変動に伴う増額でございます。

本日資料を添付しておりますので、御覧ください。

3の契約工期につきましては、令和4年9月7日から令和6年2月28日で変更はございません。

3月上旬には引っ越し予定で、現大和北小の児童が先行して使用を予定しております。

6の工事概要につきましては、既設教室棟を解体し、鉄筋コンクリート造り3階建ての普通教室棟を建設するものでございます。

主な変更理由につきましては、本日配付しました資料と併せて御覧ください。

最初に、基礎工事におけるラップルコンクリートの追加で、資料として写真を添付しておりますので御覧ください。

下段にコンクリート打設状況写真を添付しております。ラップルコンクリートにつきましては、一番右下の写真がラップルコンクリートでございます。大小51か所、大きいもので縦2.95メートル、横2.95メートル、高さ1.6メートルでございます。

こちらにつきましては、実施設計の段階で実施しましたボーリング調査の結果を受け、当初設計段階から積算はしておりましたが、既設の校舎を解体した後に、新たに建設する校舎の基礎部分を掘削した結果、当初の想定を超え全面的に地盤が軟弱であったため、段階確認を実施した上で必要と判断し、約200立米の生コン打設、型枠、圧送費等を変更追加したものでございます。税抜きで約1,500万円でございます。

次に、建設資材関係の高騰の部分でいきますと、生コン資材と型枠工事が顕著となっております。

まず、生コン価格につきましては、工事発注前の令和4年5月から値上がりをしておりましたが、物価資料の掲載価格を設計価格としております関係上、契約後に受注発注者間で協議いたしまして、物価資料掲載価格が上昇した場合は変更に応じることとして、具体的には令和4年9月に契約後、その年の11月までには掲載価格の値上がりが確認できましたことから変更するものです。税抜きで約400万円となります。

次に、型枠工事につきましては、当初設計において、物価資料に掲載されている市場価格により設計価格を単価決定しております。市場価格は、材料費、労務費、機械損料費からなる複合的な価格であり、当初設計と比較し、令和5年3月頃までの間に2割前後の上昇が見込まれます。また、

物価資料に掲載される市場価格は今後も上昇すると想定しております。こうした状況下において、本件工事における型枠工事の実勢価格についても物価資料より高くなっておりますので、昨今の国通知等によれば、顕著な物価上昇への対応として、実勢価格を参考にした契約も可とされており、今回は実勢価格を参考に変更するものでございます。税抜きで約1,400万円でございます。

このほか、外壁や内装の仕上げ変更による増減、現場状況によります揚重機費の追加など、資料のような変更を行い、増額したものでございます。

以上の理由により、当初契約金額6億7,650万円に対し、6,258万1,200円の増額となります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生） 18番です。今、教室の増築の説明がございましたが、単価の変更ということでもありますけども、もともとの設定の単価はいかほどで、どんだけ上がったかということについて御説明を頂きたいと思ひます。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾実） 失礼いたします。単価の関係でいきますと、コンクリートにつきましては、当初ですが、立米1万8,500円であったものが2万800円というような形で値上がりしておりますし、型枠等のものにつきましては、物によって若干違っておりますが、設計単価が3,370円のもものが4,900円に上がったりしておりますし、施工単価の物によっては4,100円のもものが5,980円に値上がりしとるというようなところでございますので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生） 今、値上がりの分の御説明を頂きましたけども、これはコンクリートを例に取りますと、単価が上がっただけなのか、コンクリそのものが量的に上がったのか。で、この今の立米1万8,500円と2万800円の差だけの分が総体で上がったというふうに考えていいのか、それ以外の要因があるのかということについて、もうちょっと詳しい御説明を頂きたいと思ひます。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾実） 失礼いたします。一番最初に御説明しましたように、ラップルコンクリート、コンクリート自体も200立米ほど、ラップルコンクリートを打つことによって増えております。それと、単価の変更ということで、合わせて増額となっておりますという要因でございますので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生） 今の説明でありますと、数量も変わった、単価も上がったということで、このコンクリートの材質とといいますか、というのは、一般に使われとるものと特別な相違があるのかなということについて、ちょっとお聞かせを頂きたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 一般的に使われておる資材でございますし、ラップルコンクリートにつきましては、無筋のコンクリート構造物という形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） よろしいですか。ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 10番 山川直保君。

○10番（山川直保） ラップルコンクリートの数量が増えた訳は、この支持地盤が想定よりかかったためと括弧書きしてありますけれども、当初、確認申請を取る場合に、地盤調査、特に公共物でありますから、しっかりと地盤の調査というのはあらかじめしてあると思うんですけども、調査されとったことは間違いないと思うんですけども、されとっておっても、この想定よりもかかったということは、あまり腑に落ちてないわけですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 御指摘のように、ボーリング調査を実施しております。実施した箇所につきましては、既存の教室がまだあって、それを取り壊して同じ場所に建てるということでしたので、建物を外してというところで、市道側、国道から反対側のほうを2か所、それから体育館も設置しておりますので、国道側で2か所実施をいたしました。

で、当初、ラップルコンクリートを全く見てなかったということではなしに、ボーリングの結果を受けて、全体的に高さ40センチのラップルを施工する予定ではおりましたが、市道側から掘り進めるに当たって、順番に国道側に向かって深くといいますか、支持地盤が出るころまで掘りますと、一番深いところで3.6メートルほどというような形に結果的になりました。そういったところで、そこで支持地盤を確認し、現在ラップルを施工したという状況でございます。

そういった既存の建物につきましては、旧耐震診断で2階建てのということで、40年以上前の建物ということで、十分な資料もなかったというようなところもありまして、こういった現状確認をしながら変更していったというのが現状でありますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 10番 山川直保君。

○10番（山川直保） あと2点だけ伺っておきますが、資材単価の変更、これにつきまして420万円ほどありますけど、これにつきましては、単品スライドの形を用いたのかどうか、ちょっとお聞

きしたいことと、労務単価の変更として、これは型枠工が非常に増えております、1,400万円ね。これは、発注してから施工中のうちの上がる前の部分は上がる前でちゃんと計上して、上がってからの分が、工期期間中に単価が上がってからの分が1,400万円になったのか、その辺りの労務日報などをしっかり調査しながら考えられたのか、この2点についてお伺いします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） まず、型枠でございますが、確認の方法としては、納品の伝票等を確認し、その都度順番に、段階ごとに確認をさせていただいております。あと今回スライドにつきましては、前回、屋内体育館についてはスライド条項を鉄骨について採用させていただきましたが、今回コンクリートについては、明らかに、発注契約結ぶ時点で、単価が上がっておった中で、物価資料に反映されていなかったところが確認できましたので、今回は単品スライドは採用せずに、価格の上昇を資料によって確認して、それによって変更をさせていただいたというものでございますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 10番 山川直保君。

○10番（山川直保） 労務単価の変更、型枠、これ、型枠工は、型枠の合板自体の値上がりとかというんじゃなくて、労務単価の変更となっておりますので、型枠自体が全く違う型枠になって加工が難しい堅いような型枠になったとかとは別として、通常の型枠工なので、本当にこれ型枠も労務単価の変更だけだと私捉えるんですよ、1,400万円というのは。ですから、私が聞いているのは、その1,400万円のうち、労務単価が上がる前の段階で施工されたときの労務の時間ですね。そして、これが労務単価上げられてから、上がってからの何日間とか労務日報出ていますよね。ですから、上がってから掛けた分が、こんだけの1,400万円になったのか、前からの分を掛けられとったのはこれまずいので、その辺りはしっかりとされとったかどうかをお伺いしたいんです。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） すみません。議員御指摘のとおりの方法で確認しておりますので、そういう日報を含めて、納品にかかるものも含めて確認をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生） 先ほどのコンクリの件ですけども、値上がりをしたというのを、ちょっと確認のためにお聞きしますと、物価資料によって上がったと。今、山川議員の質問の中には、そういう日報とかそういうもんを参考にされたというふうに言われましたので、もうこれは、工事はこ

れ済んどるんやと思う、その話やと済んどるというふうに仮定すると、要するにコンクリの実質に納入された金額というのが、今言われた金額なのか、その物価資料によってそれをはかられたのか、そこら辺はいかがだったかということでお聞きいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 物価資料等納品の金額は、コンクリは一緒ということを確認できましたので、上がった金額がその金額で納品されておることが確認できましたので、単価の修正をさせていただいたものでございます。

○議長（田代はつ江） ほかに……関係、関連ですか。

（発言する者あり）

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 10番 山川直保君。

○10番（山川直保） この型枠工の労務単価の変更とありますが、単純にこの初めの積算の段階の型枠工の労務単価と、変更をされたときの型枠工の労務単価は幾らと幾らですか。これ、かなり上がったらんと1,400万円なんていうのは、例えば1人1万円、もし1万円に人工で上がったとしたら、これ、1,400人人工ですね。1,400人人工っていったら、すごい数ですよ、これ。なので、ちょっと確認しておきます。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 先ほど最初に御説明させていただきましたように、型枠の単価については、複合単価ということで、原材料費と労務費、それから機械損料からなる単価を採用しております。型枠工でいきますと、複合単価ということで、設計単価が4,150円という、型枠でも、普通の型枠と打ちっぱなしの型枠であるとか、いろいろ形がありますので、例えば、打ちっぱなしの型枠といえますか、高いもので4,150円が5,980円ということで、労務単価だけで試算しておるというわけではありませぬので、一発で出てこないというところがありますので、その辺をお願いしたいというふうに思っております。実勢価格でいきますと1.4倍ほどになっているものも実際にはありますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） ほかに質疑。

（「再質問」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 同じ質問ですので終了してください。ほかに質疑。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝） 14番です。これはっきり覚えはないんですけども、体育館のときの基礎の部分というのはいかがでした。まあ大体同じようなところにあるんですね。課は違いますが、

偕楽園のときも調査よりかなり増えてあったということで、基礎が追加になっておるんですね。大和っていうのは火山灰か何か途中に堆積になって、そこでかなり軟弱なところがあるというふうに聞いてはおるんですけれども、例えば、大和の中学校のときに大体の基礎というのは分かったと思うんですけれども、それに対していかがだったかということと、それからもう一つは、入札のときかなり業者の札と予定価格というのは乖離しとったんですね、ギャップがあった。これに関しては予算を立てるときに、かなり無理して予算を立てておったんかなということもあるんですけども、その点いかがですか。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 大和のこちらの大和小の体育館のときも、ラップルコンクリートは追加しております。ただ、これほど深いものということではなしに、1メートルもいかない部分を一部追加しておるということで、ある程度、先ほどもお話をさせていただきましたけど、ラップルは必要ということで、当初設計40センチほどのものは見ておりましたので、若干、どうしてもここ昔も田んぼというようなところでありますので、ある程度の支持地盤が弱いということは想定はしておって、それ以上にやはり弱かったというようなところかというふうに考えております。

あと、物価の高騰についてでございますが、こちら契約した時期がやはり最もその上昇が高かったといえますか、令和4年ですので去年の9月ということですので、一番実勢価格と物価等の資料との乖離が大きかったというところで、結果的に不落になったということも想定はできますが、非常に上昇が高くて、今は少し落ち着いてきておるというようなところで、そういう一番高騰が激しかったときの状況ですので、資料と物価資料、積算資料との差が大きかったのではないかというふうな認識はしております。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝） まあ、この時期ですので、物価が落ち着いておらんというのは、予想はできたことですが、あまりにもちょっとその開きがあり過ぎたものですから、これやっぱり見立が、予算の組み方がちょっと足らんとこがあったんじゃないかなという、こっちは心配はしておるんです。もう一つ、当然その契約書の中には物価が上昇した場合にはという一文は入ってはおるんですね。

○議長（田代はつ江） ちょっとお待ちください。途中ですけれども、ここで昼食のため暫時休憩したいと思いますので、よろしく願いいたします。再開は1時を予定しております。

（午後 0時00分）

○議長（田代はつ江） それでは、休憩に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（田代はつ江） 先ほどの兼山議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 失礼いたします。まず1点は、工事請負契約の約款に変更等について記載されておるかというところでありますが、第25条のほうで請負金額の変更方法等についてということで詳細に記載されており、実際に言いますと、甲と協議して変更を定めていくというようなところが記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

それとあと、大和中のときの工事の概要についてですが、御指摘のとおり、今回と地層的には同様な地層でありまして、同じく相当量のラップルコンクリートが打たれておることです。私どもも全くその地盤のことを想定せずということではなく、ある程度見込んでおったんですが、想定以上に状況が軟弱であったというようなところがありますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝） 最初の工事の契約のときに、これだけ値幅にギャップがあるのは、何か思い違いとかあるのではないかとすることは質問したんですね。そのときに、物価版に請け負ったときの時差が何だかというのが質問したと思うんです。そのときに物価版ではないという話も聞きましたが、あとはそのときに値上がりしたら、ちゃんとそういうふうになっているという話も聞かなかったもので、いろいろとこっちは考えるんですね。中ではやっぱり最初、当初予算を立てるときに、これだけ業者との幅があるというのは、当初予算がちょっと詰め過ぎじゃないかという思いがありましたので、お聞きしたんですが。どちらにしろ大和の今の大きな建物を建てるときに、その固いところが何回もありますので、そういうのはやっぱり工事されたほうが、されたという話でしたけども、もうちょっとされたほうがよかったかなと思います。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ほかに質疑はございませんでしょうか。

(挙手する者あり)

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦） 9番、野田でございます。この件につきましては、委員会の説明のときも若干いろいろな質問をさせていただきまして、どうにも納得しがたいところが幾つかあったわけなんです。やむを得んのかなと思いつつも、やっぱりもう一回確認をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

様々な値上がりの項目があるんですが、実は私、一番大きいのは単価上昇かなと思っておった

んですが、さほどそれは資材単価もそんなに大きなものではない。意外と私はこれ少ないなと思いつながら、一方、逆に中ほどちょっと下のほうに、その他の変更というような、これは非常に大きな金額になっております。詳細は書いてないので、それこそ詳細には分かりませんが、一体どのようなことをどんなふうに変えたかというのは、これだけでは想像するしかありません。

大きく2つ分けると、これは施工上、ちょっと様子が違ったとあって、当初の想定を変えていく内容。それから、もう一つは、完成時の見栄えやその他もろもろで、言わば発注者のほうからこのように変えてほしいと言ったのではないかと思われることが2つあるんですね。例えば、一番下から2行目、内装仕様の変更。学校がこれはこっちにしてくれとおっしゃったのかもしれませんが、そういうことはあるのか。その上の意匠性向上のためにもこちらから変更をお願いしたのか。もしそうであるならば、これは設計当初の内容を変えることになってしまう。重大な問題かと私は思います。

それから一方、業者のほうで、例えば、一番上に電線防護管、これは恐らく何ボルトか何千ボルトか知りませんが、こういう高圧の電気を通すんだから、安全のためには当然こんなことは最初から分かっていることではないかと私は思います。だから、今さらこれを追加で予算を上げているというのは私は筋が合わない。

こういうのはほかにもあります。一番下、養生の鉄板、これも普通最初から分かることですね。それから、真ん中あたりのもろもろの変更、これも工事の附帯項目としては、最初から見当がつくことなんです。こういうことを安易にそう簡単に認めるのはやっぱり私はまずいと思います。と同時に、こちらの側からこういう変更をしてくれというのは、当然ながらやっぱり私たちに議会のほうにも諮る必要があると思います。これだけの大きな金額を変更しているならば、仮に臨時議会を設けてでも私は報告をしてほしかった、審査をしてほしかった、そう思います。いかがでしょうか。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） すみません。実際工事をやっていく上で、週1回、私どもの市役所職員と業者のほうで協議等を設けながら、工事を進めてまいっておりますし、月1回は学校の先生も入っていただいて、進捗に合わせて内容の確認、協議を行っておるというような状況でございます。そういった中で、例えば、内装の仕様というような変更については、学校側からの使い勝手というような面で、当然、当初から先生方には図面を見ていただいて、仕様の確認をしておったところですが、実際進んでいく中で、柵の形状であるとか、そういったところを使い勝手というようなところで、先生方の御意見を聞きながらというところもございます。

それと、鉄板の養生の追加というようなところでいきますと、大和小仮設校舎で、校舎を授業等もやっております。そういった中で、ある程度は体育館に行ったりとか想定はしておったんですが、やはり雨が降ったりとか、そういったときに子どもたちがぬれないようにといったところも含めて、

鉄板等の養生も出てきたというところであります。

どうしても、現場の進捗状況の中で変更せざるを得ない、市側からも提示する変更と、学校関係者からの提案、それから工事関係者からの提案というようなところで、進捗に合わせて変更をしてきたというようなところでございますので、すみません、やはり安全とか子どもたちが身近に生活している中というようなところもございましたので、安全面とかそういったところも、図面上ではなかなか判断できなかつたところもございまして、変更に至つたというようなところが、大きな理由ではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(田代はつ江) 9番 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦) 残念ながらあまり明快な私の理解には至りませんが、例えば、意匠性の向上とか学校の御要望があつたということで、仕上げの合板材が変更された、あるいは内装が変更されたというのは、幾らだったのか全然分かりませんが、この辺はやはり慎重にあるべきだと思います。合わせて2,000万円ほど増えているんですから、これは大変大きいと思いますよね。

それから、もう一点は、追加の補正で何とかなるわなんてお考えはまさかなかろうと思いますが、やむを得ないことだと思いますけれども、もうちょっと慎重な当初の計画、あるいは設計段階での慎重性を私は求めたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(田代はつ江) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久) ちょっと自分も1点お聞きしたいんですけども、本当は全体にこの備考欄のところで、もう少し明細の説明が数字的にあるといいなと思ってお聞きをしておったわけですけど、このナンバー3の労務単価の変更、これは型枠と書いてありますけれども、この明細、労務単価がどのように上がって何人あるいは何時間、その辺のところを知りたいんですけど、よろしく願いします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) すみません。昔は、要は単価を、労務単価であるとか資材単価、そういったものを積み上げて何人数で幾らとか、そういう積算の仕方をしておったんですが、現在は、要はパッケージで単価が積算されておまして、材料費であるとか、労務費、雑費であるとか諸経費であるとか、それを込み込みで平米当たり幾らというような形の物価資料というような形で提供されております。昔は、確かにそれぞれ何人工であるとか、材料代幾らであるとか、そういう積み上げでおったんですが、現在はそういう積算の仕方によって変わってきておまして、何人工で幾らとかというのはちょっとお答えできないというような、そういう積算方法になっておりますので、御理解い

ただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(田代はつ江) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久) 何人工でなくてもいいんですけど、パッケージでもいいんですけど、どういうことでこの金額が出されたかという、さっき言われた平米掛けるとか、今の積算方法でいいんですけど、しかし、どういうことでこの数字が出てきたかという、パッケージだからこの数字ですと言われても、ちょっと分かりにくいので、お願いいたします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) すみません、先ほども御説明させていただいており、型枠でもいろいろな種類はございますが、そういうパッケージで示される数字というのは施工単価というようなことで、平米当たり、例えば、先ほども言いましたように、流し、引きっぱなしの5番型枠ですと、単価が4,100円というような単価が示されるわけです。そこに平米当たりのものを掛けていくところになっていきます。型枠の種類でも5番の普通の型枠ですと、施工単価が3,300円であるとか、そういった形で示されますので、なかなかお答えになっていないかとは思いますが、そこに平米単価を掛けるというような形になっています。ちなみに、全体的に今回コンクリートでいきますと、生コン総量で当初は1,600ほど総量として見ておりました。変更後について、1,800というような全体で、合わせて200※立米ほど増えてきているというような状況でございます。

(挙手する者あり)

○議長(田代はつ江) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久) 今のお答えの中に1番のものも含まれていたからと思いますけども、3番のことを聞いております。それで、平米で4,100円とかという話がありましたけど、どうするとこの1,400万円になるんですか、そのことを聞いております。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) ちょっと詳細な資料を取り寄せますので、すみません。お時間を頂きたいと思います。申し訳ないです。

○議長(田代はつ江) ちょっと暫時休憩をしたいと思います。

(午後 1時15分)

○議長(田代はつ江) それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

(午後 1時18分)

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 失礼しました。型枠工でも幾つか種類がありますので、種類ごとに示させていただきたいと思います。

まず、普通合板の型枠ということで、ラップルであるとか基礎、そういったところに使われる型枠でございますが、当初が1,510立米、変更が1,850立米でございます。それから、普通合板の型枠が、これは地上部になってきます。1,600、こいつはございません、申し訳ありません。あと打ちっぱなしの合板型の型枠ですが、こちらは1,550立米から1,570立米が変更となっております。あと型枠運搬費につきましても、当初が9,460円から9,810円でございます。それから、金額につきましても、要は最初の、一番最初に示したものが3,370円から単価ですが、4,200円に変わっております。

それから、2番目に示させていただいたものは、単価が4,150円から5,980円に変わっております。それから、型枠運搬については220円から320円に、単価がそれぞれ変わっております。そういったところを積み上げた結果が、1,400万円というような形になります。

今、これ諸経費が含まれていない直工のものでございますので、立米、数量等については、こういう形で積算をさせていただいておるとというのが状況でございます。

○議長（田代はつ江） 田中議員、よろしいでしょうか。ほかに質疑のある方。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 8番 原喜与美君。

○8番（原 喜与美） 8番 原です。一つ確認をさせていただきたいんですが、諸物価の値上げ等によって、やむなく変更するという事は仕方ないことかと思うんですが、今回のように6,000万円というような大きな金額になりますと、財源の確保というものがどうなるのかと、アップした分の。それがちょっとお聞きしておきたかったんですが、当初の予算では、例えば、国県の補助とか、あとは支援等をもし当てにしてみえるとなると、このアップした6,000万円にもそれ案分の、そういった補助金が充てられるのか、アップ分は郡上市自前で何とかせよというようなことになるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） すみません、本工事につきましては、2年を要するという事で、債務負担行為をさせていただいております。初年度、4年度でございますが、それ時点で非常に物価高騰というようなところも予測されましたので、5年分については、それに見合うといたしますか、予測される金額を予算的には確保、確保といたしますか、予算計上をさせて5年度分にはさせていただいております。

あと国県については、その基準については、国のほうは決められた国の単価と、決められた必要な学校に係る面積、人数によって、面積というのは決まっておりますので、それによって国の補助金が増えるということはないです。ただ、若干その単価が国の予算についても見直しがなされて、

平米当たりの単価も上がってきておりますので、国においてもそういった御配慮は頂いておりますので、そういうのを鑑み含めて、5年度の予算を計上させていただいておりますので、今回については、改めて補正予算等を計上させていただく予定はございませんので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(田代はつ江) 8番 原喜与美君。

○8番(原 喜与美) ありがとうございます。今、お聞きしたかったのは、この6,000万円の値上がりといいますか、変更した分について、当初もしこれが予算の中で計上しておれば、例えば、国県の補助金等についても、これだけ頼みますよということではいけますが、途中で変更した場合は国、県としても、それいつまでも面倒よう見ないぞというようなことがあっては困りますので、そこをお聞きしたかったんですが、今、ちょっと理解に苦しんだんですが、今の6,000万円についても、何がしかの国、県の支援は得られるのか、一切得られないのかというところをお聞きしたかったんですが、お願いいたします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) 申し訳ありません。実際この6,000万円に対してということではないんですが、国のほうも、もう基準が決められておまして、面積に国のほうの単価が決まっておりますので、これが6,000万円だから国の単価が上がるということ、そういう制度設計ではないわけです。あらかじめ国のほうもある程度、単価が高騰するということを予測されて、5年度の補正を計上されておりますので、これによって、補助金に影響は出てくることはないということです。

ただ、国のほうも全体的な平米当たりの単価というのは、若干、上げていただいておりますので、それぞれが国においても、そういった意味では御配慮いただいておりますということになります。あらかじめ、国のほうはもう単価が決まっておりますので、5年度施工単価という形で、それが4年度に比べて5年度は若干、平米当たりのほうは高くなっていくと、そういう御配慮は頂いておりますところであります。

○議長(田代はつ江) よろしいですか。ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 以上で、質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第135号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第135号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田代はつ江) 9番 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦) 先ほどる説明をしていただいたんですが、私は説明不十分と思います。というのは、先ほど申し上げたその他の変更のところの内容は、個々の変更内容は一切分かりませんし、こちらからどのような意匠を変更し、何にどういうふうにするのかは一切分かりません。このままの状況で私はこれを認めたくはありませんので、賛成はいたしかねます。

以上でございます。

○議長(田代はつ江) それでは、賛成の討論はないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論を終結し、採決を行います。

議案第135号、原案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田代はつ江) 起立多数と認めます。よって、議案135号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第136号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(田代はつ江) 日程37、議案第136号 工事請負変更契約の締結について(大和統合小管理・特別教室棟大規模改修(建築)工事)を議題といたします。

説明を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) 議案第136号 工事請負変更契約の締結について(大和統合小管理・特別教室棟大規模改修(建築)工事)。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約金額変更前2億7,445万円、変更後2億8,712万900円、増額で1,267万900円。
- 2、契約の相手方、郡上市大和町剣1760番地、株式会社ヤマシタ工務店代表取締役山下健一。
- 3、工事の場所、郡上市大和町剣1085番地1。
- 4、変更の理由、近接目視の結果、外壁にひび割れが複数発見されたことにより起因する補修工

事の追加に伴う増額でございます。資料も同じく添付しております。工期については変更ございません。

工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建ての既存建物を教室間取り変更でありますとか、洋式トイレの設置、外観も普通教室棟に合わせ、改修を実施するものでございます。

主な変更理由につきましては、同じく資料も配付しておりますので、併せて御覧ください。資料として写真を添付しておりますが、外壁補修について、着工後に詳細調査、足場をかけ、高圧洗浄等を実施した結果、補修が必要な箇所が複数見つかったことによるもので、まず、補修箇所をマーキングし、クラックの大きさを合わせて100か所以上、延長約350メートルについて、注入やシール工法で補修を実施し、併せまして外壁面積の約半分にあたります650平米につきましては、下地補修を実施いたしました。併せて、ひさし部分の屋上防水に全面的に劣化が見られましたので、防水工事など資料のような変更を実施し、増額したものでございます。

以上の理由によりまして、契約金額2億7,445万円に対し、1,267万900円の増額となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦） 9番、野田です。今の一覧表、改修工事の最後の資料の表でございますが、2段目、未改修の既設部分と改修の旧部分の意匠統一というのが出てまいります。その次の次も普通教室棟との意匠統一、恐らく色彩やデザイン等その他もろもろで、共通性のものをということですが、これも当初から当然分かっているべきことであり、分かることです。ここで追加でこういう統一をするというのは、最初はその必要はないと判断されていたのではないかと思います。

それから、こういう外壁の改修といいますか、こういう場合は当然ながら、業者のほうでは、こういう建物は経年変化で傷んでおるんだということは、分かっているのではないかと素人目には思えるのですが、新たにやってみて分かったというのは、いかにもちょっとお粗末ではないかと思えますが、どうでしょうか。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） すみません。一番大きな床仕上げの変更というところでございますが、管理特別棟については床材がナラ材を使用しておりました。普通教室棟においては杉材ということになっております。非常にいい管理特別棟材を使っておりますので、これをあえて普通杉材に変えてという施工については、非常にもったいないといいますか、非常にいい材ですので、ということではあるのですが、ただ、その杉材に比べてやっぱりナラ材というのが2.3倍というような値段もいたします。そういったところで増えてきておるといところが大きなところでございます。

それとあと、私どもも外壁については、全く当初から見えてなかったということではなしに、100万円ほどということで、そういった外観的に見て、そういったところも想定はしておりましたが、高圧洗浄をかけましてやった結果、やはり細かなクラックも含め出てきたということで、やはり普通教室棟と管理特別棟、合わせて一体のものでありますので、要は、建物の耐久性といえますか、そういったものも含めて最終的に協議し、実施を並行させていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） よろしいですか。ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝） この工事に関しては、今度は材料費が、材料費の値上げというのはいないですね。それともう一つ、前のとこもそうなんですけれども、設計会社がちょっともう関与が弱いんですね。けども、多分これ設計会社に責任があるってことはかなりあると思うんですね。確かにその変更なんか全部、そりゃ設計会社が判を押して出してくるところも、設計会社に関しては何らその注文を出したとか、そういうことはなかったんですか。言いなりに、はい、分かりましたという形でありますか。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 今回のこの大規模改修につきましては、要は、改修ということで、コンクリでありますとか鉄筋であるとか、そういった材は使用してこなかったということで、材による影響。それと工期の問題も先般の工事については、昨年度に契約させていただきました。こちらについては、今年度契約したということで、若干、その資材の状況が安定してきたというところもあると思います。

あと設計会社についてですが、設計会社も週1回、工事事務所のほうで、市役所、設計会社、施工業者というところで協議をする中で、やってきたところでございます。減らせるところは減らしてというようなところで、マイナスが出ているところは、そういう部分で減らすところの部分については、設計会社も入っていただいて協議をして、できるだけ安価な形でできるように、3者で努力してまいったというようなところでございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝） 前から僕、言っておったんですけども、どうも設計段階でちょっと、何とかな、もうちょっと考えりゃよかったと思う。僕らは結果論で見ただけですけども、やっぱり同じようなことが何回も出てきていますので、これは設計会社の言いなりになっとったんではどうかと思いますね。郡上は指定する設計会社というのは数少ないので、あれですけども、やっぱりそ

れなりにその設計会社にも、もうちょっと、厳密にやってくれというようなことが出てよかったような気がするんです。これ設計会社というのは監理業務入ってきますよね、現場監理に入っているんで、その面に関しては、これは明らかに学校サイドとかいろんなところでの打合せの中で変わってくるというのは、これは仕方ないと思うんですね。ただ、もうちょっとこれ普通に言ったら、設計会社、あなたちょっとこれ恥ずかしゅうないかいというような、思うところがちょいちょい見受けられるんですね。それとまず一番は、こんだけのクラックが当初の設計の中で見落としされたというのは、これは仕方がないと思うような原因はあったんですか。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） この建物につきましては、21年経過しております。通常、やはり50年以上をとということで行ってあるなら、やはり通常でも要所所でクラック等の修繕というのは当然出てくるというふうに思っておりますので、やはり細かなクラックが、どうしていっぱいできてきたかということはあるんですが、通常、やはり細かなクラックというのは20年以上経過すれば出てくる。ですが、さらに、これは普通教室を新築するものと一体として、今後は長く継続していかなければならないものということで、より緻密にといいますか、そういったことも考慮しながら、施工させていただいたところはございますので、お願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝） 本当の疑問には答えられてもらってられない気がするんですけども、本来ならクラックの追加だけだったら別の工事でもよかったんですね。と僕は思うんです、追加で。これがその補正でこういうふうに変わってくるというのは、ほかの部分もある、確かにマイナスの部分もあることはあるんですけども、これがこんだけこころと、当初からの設計から、今度逆に言ったら物価でなしにこれだけ変わってくるというのもまた珍しいと思うので、まあ、それこそ本当に設計会社そのものと、要は、話し合っていたきたいと思います。

○議長（田代はつ江） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） よろしいですか。

以上で、質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第136号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第136号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第136号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第137号について(提案説明)

○議長(田代はつ江) 日程38、議案第137号 市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長(小酒井章義) それでは、議案第137号をお願いします。

市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求めます。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号につきましては、5の1527号。路線名が、頓屋敷線。区間の起終点でございますが、こちらにつきましては、起終点ともに郡上市美並町白山字頓屋敷でございます。

次のページから参考資料をつけてございますが、参考資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。位置図の図面がついてございますが、今回、この市道の認定につきましての理由ですが、本路線は一般県道、美並和良明宝線改良に伴い、旧道となる区間について、県から移管を受け新規路線として認定するものであります。位置図をつけてございますが、場所につきましては、美並町の156号から大間見へ向けて向かう県道でございます。この認定と書いてある地図の赤い部分でございますが、ここの区間にある道路になります。

次のページにもう少し詳細な図面をつけてございますが、今回の認定する路線につきましては、先ほども申しました一般県道の美並和良明宝線の改良に伴いまして、図面の中に赤く丸矢印というところで書いてあります赤い部分が、今回、認定をさせていただく区間になります。その下に黒の点線が書いてございますが、ここの部分が、この一般県道美並和良明宝線の改良に伴いますバイパスになる区間になります。これによりまして、この赤い部分が一部旧道として残る形になりますので、ここの区間については、一般道の通行もまだ当然想定されるということで、この区間についてを市道路線の認定をさせていただくこととさせていただきます。

延長につきましては283.8メートル区間ということで、幅員はそれぞれ交差部分もございませぬ

で、4.1メートルから15.1メートルまでというような道路構成になっております。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 以上で、説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） ここで、長尾次長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） すみません、田中議員さんの質問の中で、型枠の運搬、私、立米と言いましたが、平米ということですので、申し訳ありません。訂正させていただきます。

◎報告第14号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程39、報告第14号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第14号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月4日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきますと、専決の第4号です。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和5年10月11日です。

1番、損害賠償による和解の内容。令和5年8月13日午後3時50分頃、郡上市八幡町島谷地内の市道において、郡上偕楽園ショートステイの送迎車両が右折する際に、対向車が前方の右側路側に停車したことを確認した。すれ違えると判断してそのまま進行したが、右折する際に内輪差で自車の後部と対向車の後部が接触した。

市は示談により、下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

2番、損害賠償の相手方は記載のとおりです。

3番、損害賠償の額は21万6,217円です。

事故後は原因を確認し、指導を行い再発防止に努めております。

次に、専決第5号です。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和5年11月1日です。

1、損害賠償による和解の内容。令和5年5月24日午前11時頃、郡上市白鳥町白鳥地内において、市道南上島線上で舗装が破損し、穴が開いている箇所があり、相手方車両が通過した際に、左側前後タイヤ、ホイール及び車両底面を損傷した。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は30%。

2番、損害賠償の相手方は記載のとおりです。

3、損害賠償の額、1万7,589円です。

舗装、破損箇所は事故発生後、速やかに補修をいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（田代はつ江） 以上で、報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

◎議報告第12号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程40、議報告第12号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）を議題とします。

例月出納検査の結果の報告が、監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しを頂きたく、報告に代えます。

11月22日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。どうも御苦労さまでございました。

（午後 1時48分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 田代 はつ江

郡上市議会議員 田中 やすひさ

郡上市議会議員 森 喜 人

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員